

東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内及び警戒区域内家屋の
代替家屋を取得した方へ
《代替家屋に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置》

1 概要

居住困難区域内及び警戒区域内家屋の所有者が、当該家屋に代わる家屋を居住困難区域及び警戒区域が解除された日から起算して3月（同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過するまでの間に取得した場合において、代替家屋に係る税額のうち居住困難区域内及び警戒区域内家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後2年度分3分の1に相当する税額を減額します。

2 特例対象家屋

- (1) 平成23年3月11日（居住困難区域及び警戒区域が指定された日）から居住困難区域及び警戒区域の指定が解除された日から起算して3月（同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過するまでの間に取得し、当該居住困難区域内及び警戒区域内家屋に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 代替家屋は、原則として被災家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。

3 特例対象者

- (1) 平成23年3月11日（居住困難区域及び警戒区域を指定する旨の公示があった日）における居住困難区域内及び警戒区域内に所在していた家屋の所有者
（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋（取得又は改築した家屋）に(1)と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

4 減額の計算方法

【被災代替家屋】	
固定資産税額（※）	居住困難区域内家屋
	警戒区域内家屋
×	―――
都市計画税額	被災代替家屋

当該数値が1を超える場合は1

×

最初の4年度分2分の1、その後2年度分3分の1



該当年度の固定資産税額又は都市計画税額

(※) 法附則第 15 条の 6 から第 15 条の 9 までの適用後の額

5 書類の提出

- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内及び警戒区域内家屋の代替家屋に対する固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書
- (2) 居住困難区域及び警戒区域の指示が行われた日において居住困難区域内及び警戒区域内に家屋を所有していた旨を証する書類
→所有を確認できる書類
- (3) 居住困難区域内及び警戒区域内に家屋が存したことを証する書類
→平成 23 年度固定資産税課税台帳登録事項証明書（本市に資産を有する者は不要）
- (4) 居住困難区域内及び警戒区域内家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類
→建築確認申請書等
- (5) 相続人等に該当する旨を証する書類（3 (2) (3) 関係）
→戸籍謄本
- (6) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（3 (4) 関係）
→法人の登記事項証明書

6 問合せ先

日立市 資産税課 家屋係

0294-22-3111 内線 233